

### 加工食品品質表示基準

(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)(抜粋)

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1)～(7)省略

(8) 原料原産地名

対象加工食品にあつては、主な原材料(原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品(生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)で、かつ、当該割合が50%以上であるものをいう。以下同じ。)の原産地を、次に定めるところにより事実に即して記載すること。

ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。

(ア)農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

以下省略

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(2) 産地名を示す表示であつて、産地名の意味を誤認させるような表示

(3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(4) 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示(別表5の左欄に掲げる加工食品について、同表の右欄に掲げる方法により表示する場合を除く。)